

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人 木犀会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法第四十五条の三十五の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三十五で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。役員報酬のみを支給する場合、報酬は原則として、在職年数を基準に算定するものとする。
- 3 役員等に対して、法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会が決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会及び評議員会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第8条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第四十五条の三十五に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

(別表)

<常勤役員俸給表(役員報酬のみ支給の場合)>

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	820,000	11	920,000	21	1,020,000	31	1,111,000
2	830,000	12	930,000	22	1,030,000	32	1,112,000
3	840,000	13	940,000	23	1,040,000	33	1,113,000
4	850,000	14	950,000	24	1,050,000	34	1,114,000
5	860,000	15	960,000	25	1,060,000	35	1,115,000
6	870,000	16	970,000	26	1,070,000	36	1,116,000
7	880,000	17	980,000	27	1,080,000	37	1,117,000
8	890,000	18	990,000	28	1,090,000	38	1,118,000
9	900,000	19	1,000,000	29	1,100,000	39	1,119,000
10	910,000	20	1,010,000	30	1,110,000	40	1,120,000

<常勤役員俸給表(職員給料と役員報酬支給の場合)>

号俸	月額	号俸	月額
1	300,000	11	400,000
2	310,000	12	410,000
3	320,000	13	420,000
4	330,000	14	430,000
5	340,000	15	440,000
6	350,000	16	450,000
7	360,000	17	460,000
8	370,000	18	470,000
9	380,000	19	480,000
10	390,000	20	490,000